

地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第三三三号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、地方公務員の資質の向上に資するため、その請求に基づく大学等における課程の履修又は国際貢献活動のための休業の制度の新設を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、休業の種類についての規定を設け、職員の休業は、自己啓発等休業、育児休業及び大学院修学休業とする。

二、大学院等を含む国内外の大学その他の教育施設の課程を履修する大学等課程の履修のための休業又は国際協力の促進に資する外国における奉仕活動に参加する国際貢献活動のための休業として、自己啓発等休業を設ける。

三、任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

四、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。